【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

【平成20年6月27日 政令第211号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、　外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいい、同条第二十九項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第六条の二**　（第1項と第2項の入れ替え）

１　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

（一　削除）

一　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四　特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八　担保権の実行による特定買付け等

九　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三　株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいい、同条第二十九項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

２　法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

（３　削除）

３　法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（５　削除）

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

（四～十五　新設）

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権　の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者　の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権　の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者　の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権　の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者　の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等　の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権　の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者　の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第五号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者　の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者　の発行する株券等の買付け等（公開買付け（同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。）による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第五号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け　によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

八　株券等の発行者　の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の四第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の四において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

（六　新設）

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の四第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の四において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社　に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二　特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ　当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ　当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

三　特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

四　株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

五　担保権の実行による特定買付け等

六　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

七　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

八　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

（二～五　新設）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

五　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等　とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

五　証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時までに当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（五　新設）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

（二　削除）

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

（一　新設）

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

（三、四　新設）

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他総理府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（総理府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の総理府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他総理府令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（総理府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条　及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の総理府令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他大蔵省令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第十八条の二、第三十九条及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における店頭売買有価証券の取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者がこの節において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他大蔵省令で定める場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の三、第十六条、第十八条の二、第三十九条及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

（六　新設）

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十六条、第十八条の二、第三十九条及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十六条、第十八条の二、第三十九条及び第四十四条を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十五条の三及び第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

（一、二　削除）

一　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十五条の三及び第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十五条の三及び第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十五条の二、第十五条の三及び第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

四　法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

（四　新設）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券の店頭売買取引で当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の規則に従つて行われるものとする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の三を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、第三条に規定する店頭売買有価証券の売買を、証券業協会の規則に従い店頭売買によつて行う取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、第三条に規定する店頭売買有価証券の売買を、証券業協会の規則に従い店頭売買によつて行う取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

（改正前）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、第三条に規定する店頭売買有価証券の売買を、証券業協会の規則に従い店頭売買によつて行う取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

**第七条**　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、第三条に規定する店頭売買有価証券の売買を、証券業協会の規則に従い店頭売買によつて行う取引とする。

２　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。）とする。

一　消却のための株券等の買付け等

二　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき行う株券等の買付け等

三　新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

四　転換社債を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

３　法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買取引に係る才プションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

４　法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等（同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。）の相手方（大蔵省令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

５　法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一　会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

三　株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第十八条の二を除き、以下同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の大蔵省令で定める場合における株券等の買付け等

（改正前）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行なつた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券（端株券を含む。）については株式の数を、新株引受権証書及び転換社債券については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】

（改正後）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行なつた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券（端株券を含む。）については株式の数を、新株引受権証書及び転換社債券については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行なつた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券については株式の数を、新株引受権証書及び転換社債券については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】

（改正後）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行つた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券については株式の数を、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債権については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行なつた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券については株式の数を、新株引受権証書及び転換社債券については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（届出の必要がない公開買付け）

**第八条**　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める公開買付けは、次に掲げる公開買付けとする。

一　公開買付けによる株券等の買付けを行なつた後において、公開買付届出義務者及びその者と特別の関係にある次に掲げる者（以下「特別関係者」という。）が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有することとなる当該株券等の数（株券については株式の数を、新株引受権証書及び転換社債券については大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。第十三条において同じ。）の合計が、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の十未満である場合における当該公開買付け

イ　公開買付届出義務者が法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）及び当該役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　公開買付届出義務者が個人である場合におけるその親族及び雇用主並びに当該公開買付届出義務者がその役員となつている法人等及びその役員

ハ　公開買付届出義務者及びイ又はロに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等並びにその役員

ニ　公開買付届出義務者が法人等である場合において、その者を株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある個人及び法人等並びにその役員

ホ　ニに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等及びその役員

へ　公開買付届出義務者及びイからホまでに掲げる者が株式の所有その他により実質的に支配することができる関係にある法人等（ハ及びホに掲げる法人等を除く。）並びにその役員

卜　公開買付届出義務者と共同して、公開買付けに係る株券等の発行者である会社の株主としての議決権その他の権利を行使しようとするものと認められる相当な事情のある者

二　消却のためにする株券等の買付けに係る公開買付けその他大蔵省令で定める公開買付け

２　前項第一号イからトまでに掲げる者に該当するかどうかの判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

（新設）